

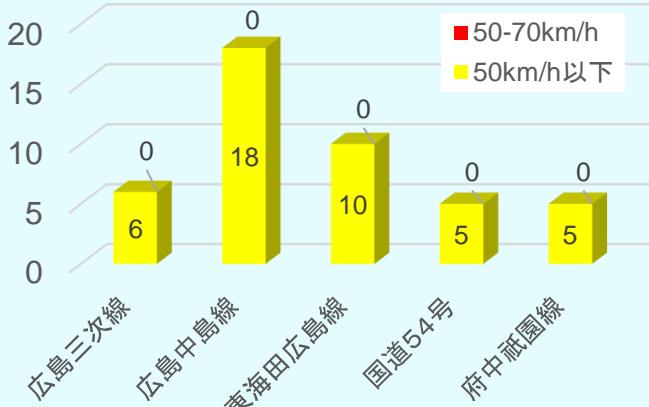
# 速度取締り指針

令和8年1月  
広島東警察署

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道 広島三次線	6:00～10:00 12:00～22:00	戸坂地区	50km/h

★ 重点以外の時間、場所等においても、交通取締りを実施することがあります。

## 主な路線別・危険認知速度(※)別 死亡・重傷事故発生件数 (R4.10～R7.9)



※ 危険認知速度とは、「運転者が事故の相手方等を認めて、危険を感じた時点での速度」のことです。

## 速度取締りの必要性

走行速度が速くなるほど停止距離が伸び、衝突回避が困難となり、死亡事故等の重大事故になる確率が高くなるため。

## ～重点路線を広島三次線とした理由～

主な幹線道路別に過去3年の死亡・重傷事故発生状況を比較すると、広島中島線での発生が最も多く、次いで東海田広島線、広島三次線他となってます。

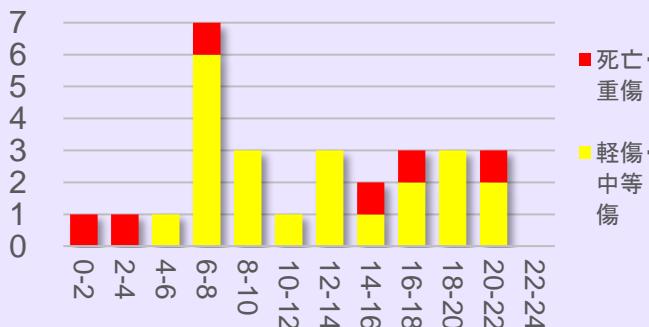
しかし、当署管内で令和5年から令和6年までの2年間に発生した死亡事故4件のうち、3件は広島三次線において発生しています。(※)

また同路線は、過去に危険認知速度が時速50キロメートルを超える死亡・重傷事故が発生していたことから、引き続き速度取締りを行うことで、通行車両全体の走行速度の抑制を図る必要があるためです。

※ 他の1件は、主要幹線道路以外の一般市道での発生です。

## 広島三次線における 時間帯別の事故発生状況

(R4.10～R7.9、危険認知速度入力対象の交通事故28件)



## ～広島三次線の特徴～

太田川河川敷沿いのほぼ直線の道路であり、速度超過になりやすい構造と認められます。

また未明、早朝、午後、夜間とほぼ全ての時間帯において死亡・重傷事故が発生しています。

## ～ その他の交通指導取締り要点 ～

広島三次線においては、速度違反のほかに、指定車両通行帯(バスレーン)違反、指定方向外進行禁止(左折禁止)違反等の取締りを強化します。